

○消滅時効の完成した国債元利払資金の返

納等に関する件

(昭和47年5月15日 蔵理第2149号)
大蔵省理財局長から 日本銀行国
債局長あて

昭和47年5月11日付国債第231号をもつて何出のあつた標記のことについては、貴行何出のとおり取扱つてさしつかえない。

(照会内容)

首題の件に関しては、下記により取扱うことといたしたくお伺いします。なお、本件についてご了承を得たときは昭和29年6月14日付国債第206号「国債の時効援用に伴う事務取扱方に関する件」は廃止することとします。

記

1. 消滅時効の完成した国債の元利払資金の返納等

(1) 公債償還資金(賦金中元金相当額を除く。)については、時効完成時における未払残額判明の都度、公債償還資金(賦金中元金相当額)および公債利子支払資金については、未払残額判明後1か年分を取りまとめて返納する。

ただし、記名国債で時効完成後も支払う旨の処置がとられているものについては、未払残額の返納は行なわない。

(2) 時効完成時における未払残額を返納した後において時効援用の特例に該当するものとして支払請求を受けたときは、一時余裕資金をもつて立替払を行なつたうえで、後日資金の補填方を請求する。

2. 国債償還高報告表および国債時効完成高報告表の記入

消滅時効完成後償還した国債について、昭和29年9月9日付蔵理第14059号に定める国債償還高報告表および国債時効完成高報告表に記入する場合は、国債名称ごと一括して記入することとし、償還期日欄(両報告表とも)および時効完成日欄(国債時効完成高報告表のみ)の記入は省略する。